

## [研究ノート]

## 社会教育と政治教育

飯村大吉

## 1 はじめに

社会教育という言葉の意味については、色々なことが言われているが、学校教育を除いたそれ以外の教育が全て社会教育と一般的に言われている。また学校教育、家庭教育、社会教育という分け方もある。また社会教育という言葉それ自体の意味についても、社会に於て行なわれる教育、社会によって行なわれる教育、社会の進歩発展を目的とする教育、社会が行なう教育、社会を内容とする教育等色々な解釈や考え方があって漠然としている。

教育基本法では第7条に次の様に規定されている。

「第7条(社会教育)①家庭教育及び勤労の場所その他社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」

これによれば社会教育とは一般的に家庭教育も含めて社会に於て行なわれる教育であると考えられている。

又、教育基本法第8条には政治教育として「①良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定されている。

政治教育という意味はこの規定によれば、政治を内容とする教育、政治という内容について行なう教育、即ち政治的教養を深める教育という意味である。

社会教育の意味については前述の通り甚だ漠然としているが、教育基本法第7条に規定する社会教育の意味は前述の通り、社会という場に於て行なわれる教育であることは明らかであるので、政治教育も社会に於て行なわれる教育である以上この意味における社会教育の中に当然含まれるものと解せられる。この意味に於ては道徳教育、宗教教育、その他あらゆる教育が社会教育の中に含まれるものと考えられる。

政治教育という言葉が法律上規定されているのは、教育基本法第8条であって、憲法には政治教育という表現は見当らない。ただ前文に、

「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」

と規定され、政治道徳の法則が普遍的なものであり、自国の主権を尊重すると共に他の国々の主権もこれを尊重することが各国の責務であるとされている。

謂うまでもなく日本国憲法は、國民主権主義、民主主義を原理とするものであって、即ち国政は、国民の厳肅な信託によるもので、その国政の権威は、国民に由来しており、国民の代表者によって、国政の権力が行使され、その福利は国民が受けることになる。これが人類普遍の原理であることを定めている。

即ち国民が政治に参画することが、民主主義国家の基本であり、国政を行なう主体は国民であり、この意味に於て国民が政治に対する強い関心を持ち、政治的教養を持たなければならない事は民主主義国家成立の基本的要件である、と言わなければならぬ。

この意味に於て政治的教養を高めることは民主主義国家体制に於て重要な意義を持つものとして、国及び地方公共団体もこれを奨励しなければならないし、教育上も重要な課題として積極的に取り組まなければならない問題と考えられる。

## 2

以上、社会教育に於て、特に民主主義国家体制に於ては政治教育の占める位置が教育上も極めて大きいものがある事を述べて来たが、実際には、学校の政治的活動の制限及び公務員の政治的活動の禁止等の立法措置によって、殆ど政治教育が行なわれていないのが現状である。教育基本法第8条第1項の精神(即ち政治的教養は教育上これを尊重しなければならないとされている事)は空文となっている。この精神をどの様に具体的に生かすかは、行政上あまり配慮されていないのである。

同条第2項(法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない)については、教育基本法の教育の根本精神から特定の政党に關係する政治教育その他政治的活動の禁止について、国家公務員法、地方公務員法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法等に規定されている。

即ち公務員については全体の奉仕者である(憲法第15条)とされる観点から、国家公務員については国家公務員法第102条によって、

「職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何等の方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。又、公選による公職の候補者となることができない。職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割を持つ構成員となることができない。」

とされており、禁止される政治的行為について詳細に人事院規則で定められているのである。

地方公務員についても同様に、地方公務員法第36条によって、

「職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となる様に、若しくはならないよう勧誘運動をしてはならない。職員は、特定の政党その他の政治的団

体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって一定の政治的行為をしてはならない。」そして一定の政治的行為とは

- 「1 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- 2 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- 3 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
- 4 文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
- 5 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為」

とされており、「何人も前述の政治的行為を行なう様職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおってはならず、又は職員が政治的行為をなし若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与える」として、若しくは約束してはならない」ととされている。

そしてこれらの政治的行為制限の趣旨は、「職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保すると共に職員の利益を保護することを目的とするものである」という趣旨において解釈され、及び運用されなければならない」と定められている。

又、小学校、中学校等の義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当影響又は支配から守り政治的中立を確保するために、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動をしてはならないこととされている。即ち、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和29年法律第157号)

第3条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもって学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)

の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。」  
となっている。

この一連の規定をみてもわかる通り、教育基本法第8条第2項に定める政治教育その他の政治的活動の禁止については、詳細且つ具体的に公務員法等で禁止されているのである。法律に定める学校が公の性質を持つものであり、近代社会に於ては公教育制度がしかれておる点から考え、又公務員が全体の奉仕者であって一部の者の利益にのみ奉仕する者でない事、等の点から考えれば、これらの政治的活動の制限は当然であると考えられる。

### 3

然しながら、国民の参政権は、国民の基本的権利であり、憲法第15条によつて、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であり、公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではなく、公務員の選挙については、成年者による普通選挙が保障されているのである。今日、国民が国政に参加する機会は、この選挙による以外になく、それには、政治的教養を充分に深め、国民一人一人の政治的識見が高まることが必要である。政治は国民全体のものであつて、一部のものためでは無い。政治に対する国民一人一人の関心、理解が深められることなしには、日本の民主制議会政治は崩壊する以外はない。自分が考えて正しいと思われる、一国の政治を安心して託せることができる人物と思われる者を国会に選出し、又選出させるべく活動することこそ、参政権を十二分に行使することとなる。参政権とは選挙に際して単に一票を投じることだけではない。自分の正しいと思う政治的信念をひれきし、政治に対する考え方を率直に述べ、ひろく他の人々の批判を受け、そして国民全体に政治的認識がひろく行き渡るように行動することが保障されていなければならぬ

い。そして、この事が民主主義議会政治を支える基礎となるのである。

この様な認識のもとに、良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならないとされているのであって、政治教育の教育上の重要性が宣言されているのであり、その反面に於て、特定の政党とかかわりを持った政治教育その他の政治的活動が公の学校で禁止されているのは、参政権の行使に対する特別な制限規定であって、政治教育の重要性の原則は、第8条第1項に明記されている通りで、教育上の大原則として尊重されなければならないのである。政治的教養の必要性は公の学校においても、教育上尊重されなければならないことは当然である。

#### 4

次に政治的教養と特定の政党にかかわりを持つとみられる政治教育について考えてみると(特に社会教育の面において)。

政治教育については教育上尊重されなければならないのにもかかわらず、今日、学校教育の面に於ては、教育の政治的中立の立場から、又公務員の全体に対する奉仕者としての立場から、現実には大きな制限を受けているという実態がある。これが社会教育の面にも現れており、国、公立の社会教育施設においても同様な傾向がみられる。ここで私が言いたいことは、政治教育、即ち良識ある公民たるに必要な政治的教養の必要性が、具体的な政党とかかわりを持つような政治教育及び政治的活動の制限の影響を受けて、影が薄くなつて了つてゐるという現実である。

今日、社会教育施設(特に青年の家等)に於て、政治的教養を内容とする主催事業は殆ど見当らない。青年団体(青年サークルを含む)指導者研修、集団宿泊指導担当者研修、青少年教育施設職員研修、リクリエーション指導者研修、ふるさと。文化活動リーダー研修、登山、スポーツ等のリーダー研修、農業漁業等を考える農漁村青年の集い等幾多のものがあるが、政治的教養を内容とする研修は殆どないのである。これはどうしたわけであろうか。

私は、青年の家に在職当時、青年団体指導者研修において、青年達と話しを

し、又、私自身「人間の生甲斐」とか「国際社会と青年」とか、「現代社会と青年」という題で講演を幾度か行なったが、その時痛感することは、社会問題に触れると必ず現実の政治の問題に触れざるを得ないのである。戦争の問題(憲法第9条の問題)、防衛の問題、平和の問題、エネルギーの問題、青少年教育の問題、高齢者対策の問題、婦人問題等、皆、一国の政治と根底において深いかかわりを持ってくるのである。

例えれば、防衛の問題は、今日、日本国民一人一人が真剣に考えなければならない問題である。今日の日本は、まことに平和である。世界各地に於て、局部的な戦争が繰りひろげられている世界の現状を思う時、我国もつい百年前までは、東洋の一島国に過ぎず、世界各国からその存在すら、あまり認識されておらず、国内的な各藩の抗争に明け暮れていた封建時代に、突如として嘉永6年、ペリーが下田にあらわれて通商を迫った時の当時の徳川幕府の驚きと狼狽ぶりを想起する時、現代においても、当時と情況こそ異なれ、同様な事態が何時発生するかわからないという不安を感じない人がいるであろうか。その時我々はどうするのか。政府はどうするのか。現在の自衛隊はどう行動するのか。遺憾ながら、この様な重大な国家的課題についての政府の明確な方針、又国民の一致した世論も醸成されていない。まことに累卵の危きにある東の間の平和と言わざるを得ない。

然しながら、自分の国は、飽くまで自分で守らなければならない。自分の力で何もしないで他の国の援助を期待することは出来ない。即ち、国の防衛ということについて、今こそ、精神的、物質的なはっきりとした基礎的準備をととのえておかなければ、今日の国際社会に於ける主権国家、独立国家としては、問題にされなくなる。今、世界に於て戦争を希望する者は一人もいない。然しこれが人類の今日に至るまでの世界史をふりかえってみると、戦争の起らなかった時が30年続いた例はない。世界の平和は人類に与えられた宿命的な課題である。

私はここで、世界平和論、防衛論を論ずる積りではない。私の言いたい事は、この様に国民的に、然も緊急に合意を得べく検討すべき重要な課題について、それが教育の現場において、素通りされているという事実である。政治的教養は教育上尊重さるべきことが、教育基本法ではっきり規定されているにもかか

わらず、少しも尊重されず、いや尊重されないどころか、全く敬遠されているという事実である。これは、公教育の場や、公務員に対する政治的活動の禁止措置が大きな影響を与えている。然し、政治的教養を深めるための言論の自由は尊重されなければならず、この基本的な言論の自由まで、一連の禁止措置が奪って立っているとしたら、これは大きな問題と言わざるを得ない。これは、言論の自由という人間の基本的人権にかかる問題であるからである。

## 5

次に問題したいのは、「自分の国は、自分で守らなければならない」と公務員が公の研修会等の席で発言したとした場合、これが特定の政党を支持する政治教育に該当することになるのであるか、ならないのかという素朴率直な疑問である。私はこの様な場面に屢々遭遇して、素直な疑問を感じ当惑したのである。私は「自分の国は、自分でまもるのは独立国として当然の事である」と確信しているが、今の日本には、又若い人々の間には、これに対して異論を持つ人が可成りいるという事もまた事実である。

政治を内容とする学習等に於て政治的教養を深めるためには、自己の考え又は信念を率直に述べ、相互に批判を受け研鑽を積む事が必要である。政治は空論であってはならない。書物等で勉強することも勿論必要であるが、何よりも大事なことは現実をはっきり掘む事である。現実を理想にまで高めようとする働きが政治の基本であることは政治学の原則である。現実の問題に目を蔽っては、決して政治的課題は解決されない。良識ある公民たるに必要な政治的教養は、国内、国外の当面する政治的、経済的、社会的な、国民生活をとりまくあらゆる問題について、先ず、認識を深め理解を深めるところからはじまる。

政治的教養は政治的識見にまで高められなければ、真の意味における教養とは言えない。そして、その政治的識見は現実の具体的問題についての総合的な正しい理解と判断を持つことである。従って正しい意味の政治的教養は、現実の政党のかかげる諸政策と当然かかわりを持ってくるし、又かかわりのない教養等は考えられない。

政治的教養は教育上尊重されなければならないとされながら(教育基本法第8条第1項), 学校に於て教師が, 政治的教養の問題をとり上げることは, 特定政党を支持し, 又はこれに反対するための政治教育と見做されやすく, 教師の言論を消極的にして了っているという現実がある. この影響が学校のみならず社会教育施設にもあらわれている. これは看過することのできない問題であると言わなければならない. たしかに政治的教養の問題をとり上げることは, むずかしいかも知れないが, 特に社会教育に於てこれをとり上げなくては, とり上げる場所はない. この問題については国も, 地方公共団体もあまり積極的ではない. これでは, 我が国の眞の意味に於ける民主政治の基礎作りは望めないと思う.

## 6

今日政界は腐敗している. 中央の行政府, 立法府, 及び司法府まで, 又地方公共団体の執行機関まで, 汚職事件を数え上げたらきりがない. 地方議会の議員まで考えたら, 汚職事件はそれこそ日常茶飯事になっている感がある. 政治倫理の確立が強く要望されながら一向に効果はあがらない. 政治家の汚職, 政治倫理の低下のみならず, 医療関係者及び教育関係者の間にも, 医療行為や医科大学等の管理運営, 入学試験等をめぐる一連の不正事件が続発している. その原因については, 色々なことが考えられるが根本は, 国民の政治に対する不信若しくは無関心, 政治的教養が尊重されるような具体的な教育が殆ど行なわれていないことにあると考えざるを得ない.

我が国は民主主義国家体制になって30数年を経たに過ぎない. 米国のように, 民主主義が建国の精神にはなっていない. 現在の日本国憲法が敗戦によって外から与えられたものであることは, 間違いない歴史上の事実である. 民主主義とは, どういうものかと言う民主主義・自由主義の精神が日本国民の精神的基盤として, 日本人の心と肉体の中に一つの人間的信念としてまだ確立されるに至っていないのである. 日本国の政治に対する一般的な無関心が今後も続くとすると, 今後の日本の将来にとって, 由々しい問題であると言わねばな

らぬ。再び極端な思想があらわれ、あの大正時代の末期から昭和初期にかけての軍部の台頭にも似た動向があらわされて来ないとは何人も保障出来ないであろう。良識ある公民たるに必要な政治的教養の教育上の必要性をうたっている教育基本法第8条第1項を空文に終らせる事のないように社会教育を大いに振興しなければならない必要を痛感する。今日、この意味に於て社会教育は空転している。社会教育の必要性は政治家、教育者によって力説はされるが、単なるお座なり的な力説のみに終っている。行財政上の措置についても、学校教育に比較したら問題ではない。微々たるものである。私は昭和31年に、島根県社会教育課長として勇躍、赴任し、島根県の社会教育行政を担当した。その当時痛感したことは、県当局一般の社会教育に対する関心の低さである。責任ある地位にある者でも、極端な言い方ではあるが「社会教育には金はいらない」と考えている者があり、私の仕事の大半は如何にして予算を多くとるかと言う事に終始せざるを得ない情況であった。私は今、28年前かけ出しの社会教育課長として痛感したことと全く同じ感じを、持っている。勿論、行財政上の措置については、今日では当時とは比較にならない程増えており国、公立青年の家の様な立派な社会教育施設が陸續として増えてきてはいる。然しながら、一般国民の社会教育に対する認識の不足、理解のなさについては、20数年前と少しも変わらないと言ったら言い過ぎであろうか。社会教育が、民主主義社会において、眞の意味に於て国民の教育、人間の教育として内容を充実するには、今迄とりあげられることの比較的薄かった政治教育をもっと積極的にとり上げなければならぬ。その為には、政治が国民一人一人の自分のものであって、職業的な政治屋まかせのものではなく、如何にしたら正しい、清潔な政治が保障されるかという事について、国民一人一人が自由、且つ活発に意見を交換しあえる様な社会的寛容性が成熟される必要がある。社会教育の課題はまことに遠いと言わなければならない。然し待っているわけにはゆかない。社会教育の本質は自己教育であると言われる。先づ国民の一人一人が自分から、今直ぐにとりかからなければならぬ課題である。